

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年7月31日付け令和8年北海道警察本部告示第467号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に関する調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 重油（JIS1種1号）（1リットル当たりの単価）

イ 調 達 予 定 数 量 291,000リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 北海道警察本部庁舎

イ 北海道警察本部航空隊庁舎

ウ 北海道警察本部札幌運転免許試験場庁舎

エ 北海道札幌方面西警察署庁舎

オ 北海道札幌方面南警察署庁舎

カ 北海道札幌方面北警察署庁舎

キ 北海道札幌方面白石警察署庁舎

ク 北海道札幌方面手稲警察署庁舎

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和8年7月31日（金）から同年8月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、
郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和8年9月15日(火)午後2時(送付による場合は、同月14日(月)午後5時まで)に必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 重油(JIS1種1号)34,000リットル

(2) 予定時期 令和9年2月頃

10 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で、最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2237

- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

- (7) 入札の変更又は取りやめ

この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

- (8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

- (9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (10) 入札書に記載する金額は、1 リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

- (11) 契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。

- (12) 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の2(1)に掲げる「当初月の市場価格」の基準日については令和8年9月の最初の調査日とするので、留意すること。

- (13) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。